

第4章 相談機関等

I 児童相談所

児童相談所は、児童福祉法第 12 条に基づき設置され、18 歳未満の児童の福祉に関する各般の問題について、児童本人やその保護者・関係者(機関)とともに考え、解決に向けて援助していく機関である。

虐待をはじめ児童に適切な養育環境が確保されない問題、非行や集団不適応等の性格行動面での問題の相談を受け、その児童を取り巻く環境等の調査や心身の状態の把握を行い、施設や学校、警察、保健所、福祉事務所等の関係機関と連携をとって問題解決を図っている。

また、虐待等により養護に欠ける児童の緊急保護や行動観察を行うために、所内に一時保護所を設置している。

(1) 施設概況

① 所在地

仙台市青葉区東照宮一丁目 18 番 1 号

② 設置年月日

平成元年 4 月 1 日 (平成 4 年 4 月に現在地に移転)

③ 施設面積

- 敷地面積 6,773.42 m²
- 建築面積 2,824.68 m²
- 延べ床面積 4,472.54 m²(内訳:本館 3,236.51 m²・一時保護所 1,236.03 m²)

(2) 職員構成 (令和8年4月1日現在)

職員数 203 人(正職員 122 人、会計年度任用職員 76 人、非常勤職員 5 人)

所長1	保護支援課(95) *課長1 *主幹1 (一時保護第一係長事務取扱) *主幹1 (看護師) *非常勤 嘱託医師5	調整係(5)	*係長1 *事務2 *会計年度任用職員(事務)2
		一時保護第一係(30)	*係長(主幹事務取扱) *児童指導員10 *教員2 *児童心理司1 *会計年度任用職員(指導員)5 *会計年度任用職員(事務)1 *会計年度任用職員(夜間対応)11
		一時保護第二係(52)	*係長1 *児童指導員13 *教員1 *児童心理司2 *会計年度任用職員(指導員)10 *会計年度任用職員(夜間対応)25
	相談指導課(76) *課長1 *緊急対策担当 課長1 *副主幹1 (児童施設係長事務取扱)	児童相談第一係(13)	*係長1 *児童福祉司10 *教員1 *会計年度任用職員(相談員)1
		児童相談第二係(13)	*係長1 *児童福祉司11 *教員1
		緊急対応第一係(18)	*係長1 *児童福祉司9 *保健師2 *県警併任職員1 *会計年度任用職員(相談員)2 *会計年度任用職員(事務)3
		緊急対応第二係(10)	*係長1 *児童福祉司7 *教員1 *県警併任職員1
		児童施設係(19)	*係長(副主幹事務取扱) *里親養育担当係長1 *児童福祉司14 *会計年度任用職員(相談員)3 *会計年度任用職員(事務)1
	心理支援課(31) *課長1 (親子こころの相談室長事務取扱)	心理相談第一係(12)	*係長1 *児童心理司7 *会計年度任用職員(心理司)4
		心理相談第二係(12)	*係長1 *児童心理司6 *会計年度任用職員(心理司)5
		親子こころの相談室(6)	*室長(心理支援課長事務取扱) *児童心理司3 *会計年度任用職員(心理司)2 *会計年度任用職員(保健師)1

※ () 内は職員数(正職員、非常勤職員、会計年度任用職員)

(3) 児童相談業務

児童相談は、養護相談・保健相談・非行相談・育成相談・障害相談等に分類される。

相談の受付は、専任の児童福祉司が面接により行い、受理会議において主訴の確認・問題点の検討を行ったうえで担当児童福祉司・児童心理司に引き継いでいる。虐待対応及び緊急保護が必要なケースには専任の「児童虐待対応チーム」が対応していたが、平成30年度から独立した係として「緊急対応係」を新設し、令和3年度からは、全ての相談・通告の受付を緊急対応係に一本化した。令和6年度からは、「緊急対応係」を分割し、「緊急対応第一係」及び「緊急対応第二係」とするとともに、「相談指導課」を分割し、「相談指導課」及び「心理支援課」とした。令和7年度からは、「心理相談係」を分割し、「心理相談第一係」と「心理相談第二係」の2係制とした。

また、相談専用電話を設置するとともに、所内に専任職員を配置し相談の充実を図っている。

さらに、児童虐待防止と早期発見・早期対応に向けて、全市及び区毎の要保護児童対策地域協議会に構成員として参加し、関係機関等との連携を密に行っている。

なお、相談内容が児童相談所及び発達相談支援センター(アーチル)双方にまたがる場合は、相互連携のもとに具体的援助の方策を設定していくこととしている。

・全相談受付件数推移

(単位:件)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
養護相談	3,169	2,381	2,220	2,449	2,560
保健相談	18	6	0	0	5
非行相談	42	41	51	37	58
育成相談	658	520	501	442	312
障害相談	20	33	19	13	7
その他の相談	818	279	237	151	138
計	4,725	3,260	3,028	3,092	3,080

・養護相談のうち児童虐待相談対応件数推移

(単位:件)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
身体的虐待	521	500	524	514	584
保護の怠慢・拒否(ネグレクト)	267	271	235	262	239
性的虐待	14	15	19	26	33
心理的虐待	931	865	1,050	1,210	1,140
計	1,733	1,651	1,828	2,012	1,996

① 相談種別

ア 養護相談

虐待や父母の離婚、保護者の病気や死亡等により家庭での養育が困難な児童について、家庭や関係機関等から相談を受けている。

児童福祉司による家族への指導・助言や福祉事務所等との連携によって養育環境の整備を図ることに加え、児童心理司による児童の心理的ケアを行う。また、必要に応じて児童を一時保護し、児童養護施設等への入所や里親委託等によりそれぞれの児童に必要な養育環境を確保するほか、親子分離を必要としない虐待ケースについても各区保健福祉センター、保育施設、学校、民生委員児童委員等との連携による援助を行っている。

・令和7年度養護相談受理状況

	家庭環境(虐待)	家庭環境(その他)	傷病	離婚	家出	死亡	その他	計
受理件数	1,996件	72件	33件	0件	9件	2件	448件	2,560件
割合	78.0%	2.8%	1.3%	0%	0.3%	0.1%	17.5%	100%

・令和7年度養護相談対応状況

	助言指導	継続指導	他機関あっせん	児童福祉司指導	児童福祉施設入所	里親委託	その他	計
対応件数	1,867件	473件	15件	12件	26件	11件	156件	2,560件
割合	72.9%	18.5%	0.6%	0.5%	1.0%	0.4%	6.1%	100%

イ 保健相談

低出生体重児、虚弱児、内部機能障害、小児喘息、その他の疾患(精神疾患を含む)等を有する児童に関する相談。

ウ 非行相談

法に触れる非行事実を理由に警察から通告された児童(触法相談)や家出・深夜徘徊・性的逸脱行動・乱暴等の問題行動(ぐ犯相談)について家族や学校等から相談を受け、非行の背景や児童の心理状態を把握して、家族関係の調整や心理的ケアを学校等の関係機関と連携して実施している。

また、ケースによっては家庭裁判所への送致や児童自立支援施設への措置を行っている。

・令和7年度非行相談受理状況

	ぐ犯	触法	計
受理件数	37件	21件	58件
割合	63.8%	36.2%	100%

・令和7年度非行相談対応状況

	助言指導	継続指導	他機関あっせん	児童福祉司指導	児童福祉施設入所	その他	計
対応件数	20件	30件	0件	0件	3件	5件	58件
割合	34.5%	51.7%	0%	0%	5.2%	8.6%	100%

エ 育成相談

(ア) 性格行動相談

家庭では問題がないが学校等でほとんど話ができない、自室に引きこもる、落ち着きがなくて集団に適応できない、家族に対して暴力をふるう等の問題について児童福祉司や児童心理司による継続的な心理的ケアを実施している。また、必要に応じて所内の嘱託医による相談や精神保健福祉領域の相談機関・精神科等の医療機関の紹介を行っている。

(イ) 不登校相談

不登校は様々な要因が重なって生じるものであり、原因追求よりも不登校によって子どもや親が苦しんでいる状態を緩和し、安心して生活できるようにすることを最優先にした心理的ケアを実施している。また、必要に応じて適応指導教室や中卒後の自立支援に結びつける援助も実施している。

・令和7年度育成相談受理状況

	性格行動相談	不登校	適性相談	しつけ相談	計
受理件数	233件	59件	2件	18件	312件
割合	74.7%	18.9%	0.6%	5.8%	100%

・令和7年度育成相談対応状況

	助言指導	継続指導	他機関あっせん	児童福祉司指導	児童福祉施設入所	その他	計
対応件数	175件	95件	4件	0件	0件	38件	312件
割合	56.1%	30.4%	1.3%	0%	0%	12.2%	100%

オ 障害相談

肢体不自由・視聴覚障害・言語発達障害・重症心身障害・知的障害・自閉症等の相談については、平成 14 年 4 月 1 日より発達相談支援センター(アーチル)に相談部門を移行した。それに伴い、障害相談については(北部・南部)発達相談支援センターが中心となって相談・支援業務を行っている。

カ その他の相談

里親や養子縁組の制度に関する相談やア～オのいずれにも該当しない、こどもや家庭に関する多様な問題など。

② 虐待相談への対応

平成 12 年 11 月「児童虐待の防止等に関する法律」が施行され、児童相談所においては児童虐待の防止、児童虐待の早期発見・早期対応・被虐待児童の保護・家族の再統合への支援等に関する取り組みがより強く求められてきたところである。

これに対応すべく、平成 13 年 4 月 1 日より、児童相談所内に虐待相談に対応するための専門チームである「児童虐待対応チーム」を編成し、平成 30 年 4 月 1 日からは「緊急対応係」として独立した係としたのち、令和 6 年 4 月 1 日に 2 係体制とした。

・令和 7 年度虐待相談対応状況

	身体的虐待	保護の怠慢・拒否	性的虐待	心理的虐待	計
受理件数	584 件	239 件	33 件	1,140 件	1,996 件
割合	29.3%	12.0%	1.6%	57.1%	100%

・令和 7 年度虐待相談の主な虐待者

	実母	実父	実母以外の母	実父以外の父	その他	計
件数	832 件	1,008 件	4 件	83 件	69 件	1,996 件
割合	41.7%	50.5%	0.2%	4.2%	3.4%	100%

・令和 7 年度虐待相談の経路別対応状況

	児童相談所	福祉事務所・児童委員	保育所・認定こども園・児童館他	警察	保健所・医療機関	幼稚園・学校・教育委員会等
件数	56 件	49 件	52 件	1,161 件	21 件	238 件
割合	2.8%	2.4%	2.6%	58.2%	1.1%	11.9%

	家族・親戚	近隣・知人	児童本人	その他	計
	149 件	190 件	29 件	51 件	1,996 件
	7.5%	9.5%	1.4%	2.6%	100%

・令和 7 年度虐待相談対応状況

	助言指導	継続指導	計
人数	1,589 件	407 件	1,996 件
割合	79.6%	20.4%	100%

③ 一時保護の司法審査

令和 4 年 6 月の児童福祉法改正により、令和 7 年 6 月から一時保護の適正性の確保や手続きの透明性の確保のため、一時保護開始の判断に関する司法審査が導入された。

・令和 7 年度一時保護状請求状況

	令和 7 年度※
一時保護件数(延べ)	247 件
一時保護状請求	35 件(14.1%)
却下	0 件

※司法審査導入後の期間(令和 7 年 6 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日)の実績を計上

④ 相談専用電話の設置

子育てについての不安・悩みを抱える家族が増加する中、複雑化・多様化する児童の問題への対応と増加する児童虐待の早期発見に資するよう、電話の持つ即時性・匿名性・簡便性の機能を活用して早急に援助を行うことを目的に、平成 13 年 4 月より相談専用電話を設置した。

なお、この電話は平成 27 年 7 月 1 日開始の児童相談所全国共通ダイヤル「189」にも対応している。

⑤ 関係機関との連携強化

庁内の関係係長会議や種々の連絡会議の場に加えて、青少年問題対策四機関会議(教育相談課・教育支援センター・こども若者相談支援センター・児童相談所で構成)を設置してきたが、発達障害に関わる事案が増えてきたことから、平成 27 年度より発達相談支援センターと特別支援教育課を加え、青少年対策六機関合同会議に拡大した。また、児童虐待の防止に関する地域の関係機関相互の関係づくりを促進し、児童虐待の予防から早期発見・早期対応・援助までの体制を構築すべく、平成 14 年度より各区児童虐待防止ネットワーク会議を設置し、関係機関へ理解と協力を求めており、平成 20 年度からは関係機関との連携を一層緊密なものとするため、組織を発展的に解消し、「仙台市要保護児童対策地域協議会」を設置している。

警察等との連携については、平成 30 年度に「児童虐待の防止強化のための情報共有等に関する協定書」を宮城県警、宮城県、仙台市で締結し、さらに令和 2 年度からは現役警察官 2 名の派遣を受けるなど連携体制を強化することで、児童虐待事案に迅速かつ的確に対応している。

(4) 措置業務

措置業務とは、児童福祉法第 27 条第 1 項第 3 号及び同法第 33 条の 6 第 1 項に規定されている児童福祉施設等の入退所や里親委託・解除を行うことである。併せて、こどもや保護者と施設・里親・関係機関との連絡調整を行う。

また、県内の児童相談所との措置担当者連絡会議(年 3 回)及び施設や関係機関との業務連絡会議を開催し、連携を深めている。

① 業務内容

ア 事前説明

こどもを児童福祉施設等に措置する場合には、こども、保護者に措置の理由等について十分な説明を行うとともに、入所予定の児童福祉施設等の名称・所在地・施設の特徴・措置中の面会や通信の制限及び措置中の費用に関する事項について、こども・保護者に説明する。

また、施設生活の規則や児童が有する権利等についても「こどもの権利ノート」等を活用し説明を行うこととなっており、こども自身がいつでも手紙や来所等の方法により児童相談所に相談できること、施設における苦情解決の仕組みなどの説明を行っている。

イ 入所にかかる事務処理

こどもを児童福祉施設等に措置する場合、児童相談所は措置決定通知書に添えて、援助指針票、児童記録票、健康診断書、母子健康手帳等を児童福祉施設等の長に送付している。

ウ 入所中の援助

児童相談所は、こどもが児童福祉施設等に入所した後も、当該施設、保護者等との接触を保ち、適切な援助を継続して行っている。定期的に入所児童の養育に関する報告を求め、必要に応じこども・保護者等に関する調査、診断、判定を行い、こどもの家庭復帰や自立の促進等の援助の参考にしている。

エ 措置の解除

措置の解除は、児童福祉施設等に入所中のこどもが保護者のもとに復帰または自立することにより、児童相談所における措置を終えることである。措置の解除等については、施設の長の意見を十分に聞くとともに、保護者、こども本人との面接を実施し、その意向を聴取する等実状を十分調査したうえで、援助方針会議において決定している。

② 児童福祉施設入退所状況

*仙台市措置分（単位：人）

種別	施設名	定員	令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和7年度末 現在児童数
			入所	退所	入所	退所	入所	退所	
乳	宮城県済生会みやぎ乳児院	35	4	4	6	3	6	6	12
//	丘の家乳幼児ホーム	30	7	6	9	7	6	8	11
児養	丘の家子どもホーム	45	5	2	1	0	3	1	19
//	ラ・サール・ホーム	62	4	8	3	3	1	1	6
//	小百合園	44	5	3	0	0	2	2	20
//	仙台天使園	55	4	5	3	3	2	5	9
//	旭が丘学園	58	5	5	8	5	0	4	14
//	かりんの家	6	1	0	1	0	0	0	3
//	ひまわり	6	1	1	1	0	0	0	3
//	若枝の家	6	0	0	1	1	1	1	2
//	すみれ	6	1	1	1	2	2	2	1
//	さくら	6	0	0	0	1	0	0	1
//	つばき	6	0	0	1	1	3	1	3
//	みずき	6	0	0	0	0	0	0	0
//	かつら	6	0	0	0	0	0	0	2
//	セキレイ	6	0	0	2	0	1	2	4
//	星の家	6	1	1	1	1	0	1	3
//	別家点晴	6	2	2	0	0	0	0	1
//	別家笑舞	6	3	0	2	1	0	0	3
//	昂	6	1	1	0	1	0	0	0
//	虹	6	3	0	2	0	0	0	4
児心	小松島子どもの家	31	4	11	4	2	4	7	9
自支	宮城県さわらび学園	28	4	4	4	3	7	6	6
自援	せんだんの家	9	2	1	2	5	4	1	5
//	峠のまきば	6	2	3	0	0	0	0	3
//	愛子2	5	1	2	0	0	0	0	2
//	ドリーム	6	3	1	2	2	0	0	4
//	少年の家ロージーハウス	6	0	0	0	1	0	0	0
//	少年の家ロージメゾン	6	0	0	0	1	0	1	0
//	はやぶさ	6	3	2	0	0	2	1	3
//	ラパン	6	1	1	2	1	3	1	3
//	ユーカリ	6	3	0	2	3	1	0	3
//	サミットハウス	6	—	—	1	0	2	2	1
//	やっほー	6	—	—	1	0	3	1	3
//	ここあ	6	—	—	—	—	2	0	2
//	ウェックピアコート壱番館	6	—	—	1	0	3	2	2
//	あいほーぷ石巻	6	—	—	0	0	0	0	0
//	子夢の木	6	—	—	—	—	0	0	0
//	アミネスホーム	5	—	—	—	—	0	0	0
①	小計(県内施設計)	569	70	64	61	47	58	56	167

種別	施設名	定員	令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和7年度末 現在児童数
			入所	退所	入所	退所	入所	退所	
自支	武蔵野学院(国立)	—	1	0	0	0	0	1	0
//	きぬ川学院(国立)	—	0	0	0	0	0	0	0
②小計(県外施設)		—	1	0	0	0	0	1	0
施設合計 (① + ②)		569	71	64	61	47	58	57	167

※乳:乳児院、児養:児童養護施設、児心:児童心理治療施設、自支:児童自立支援施設、自援:自立援助ホーム

(5) 里親登録と里親委託業務

① 里親制度

里親制度は、保護者のいない児童または保護者に監護させることが不相当であると認められる児童の養育を、あらかじめ登録された里親に委託する制度である(児童福祉法第27条第1項第3号)。平成14年10月には里親制度の大幅な制度改正が図られ、新たに親族里親・専門里親が制度化されるとともに「里親が行う養育に関する最低基準」が定められた。

また、平成17年1月には改正児童福祉法が施行され、里親の定義規定が設けられるとともに監護、教育及び懲戒に関する里親の権限の明確化が図られた。さらに、平成21年4月にも改正児童福祉法が施行され、職業指導里親が廃止となり、短期里親は養育里親に含まれるとともに、これまでの養育里親が、養育里親と養子縁組里親に分けられた。なお、本市では令和5年度より養育里親と養子縁組里親の重複登録を可能とした。

ア 養育里親

養子縁組を前提とせず、保護を要する児童の社会的養護を担う里親。経済的に困窮しておらず、里親希望者とその同居人が欠格事由に該当しないこと、国が指定する「養育里親研修」を修了していることが必要となる。

イ 養子縁組里親

養子縁組により、児童の養親となることを希望する里親。養育里親の要件に加え、国が指定する「養子縁組里親研修」を修了していることが必要となる。

ウ 親族里親

児童の祖父母、兄弟姉妹といった扶養義務者及びその配偶者である親族になることができる里親。両親が死亡、行方不明になるなど、やむを得ない事情があるときに限定される。

エ 専門里親

虐待等で深く傷ついている児童や障害のある児童を2年以内の期限を定め養育する里親(延長あり)。3年以上里親として児童を養育した経験がある、または3年以上児童福祉事業に従事したことがある等の要件がある。

また、里親登録申請にあたり国が指定する「専門里親研修」を修了していることが必要となる。

② 事業内容

ア 施設入所家庭生活体験事業

児童養護施設等に入所している児童のうち、家庭に一時帰省できない児童が、仙台市から認定を受けた里親の元で、一週間程度家庭生活を体験するものである。原則として、夏休み・冬休みの期間に実施される。

イ 里親サロン

里親が集い、こどもの養育等についての話し合いの場を設け、里親の孤立を防ぐとともに養育技術向上を図ることを目的として実施している。

ウ 里親制度の啓発

里親養育は、特定の大人との間で愛着形成が期待できるものであり、特に人間形成の基盤が確立する乳幼児期に有効であると言われている。このため、仙台市としても啓発活動を行い、幅広く市民の理解が得られるよう努めてきた。また、本市の里親を会員とする「仙台市里親会」(ほほえみの会)の自主的活動を支援している。

③ 里親措置状況

(単位:世帯・人)

	登録里親数(世帯)	委託里親数(世帯)	委託児童数(人)
令和7年度	245	70	99
令和6年度	234	66	98
令和5年度	213	59	91
令和4年度	195	53	89
令和3年度	196	58	81

④ 年度別里親委託・解除状況

(単位:人)

区分 内訳 年度	新規又は措置変更により 委託された児童数				措置を解除又は変更された児童数										年度末委託児童数	
					解 除							変 更				
	児童福祉施設から	家庭から	その他	計	家庭復帰	養子縁組	満年齢	死亡	就職	その他	計	児童福祉施設へ	家庭へ	その他		計
令和7年度	7	13	1	21	2	2	4	0	3	7	18	1	4	0	5	99
令和6年度	5	15	4	24	6	3	2	0	2	1	14	1	2	0	3	98
令和5年度	13	14	0	27	6	5	6	0	2	4	23	2	0	0	2	91
令和4年度	7	18	0	25	4	3	3	0	1	4	15	2	2	0	4	89
令和3年度	8	6	0	14	5	4	4	1	4	3	21	5	0	0	5	81

※里親がファミリーホームを開設したことに伴うファミリーホームへの措置変更は計上していない。

(6) 心理支援業務

① 診断業務

児童心理司が以下の項目に留意し、行動観察、面接、各種心理検査等の方法を用いて心理診断を行っている。

ア 児童の状態の把握

- ・児童自身の特性(発達特徴、性格傾向、心理機制、気質、対人関係など)
- ・児童を取り巻く心理的環境条件(親、同胞、家族、友達、学校、地域など)
- ・児童と心理的環境との関係性・相互作用(どのような特性を持った児童がどのような環境に置かれ、どのような影響を受けてきたのか)

イ 問題の構造を明らかにする

相談の主訴となった児童や家族の状態、行動がなぜ生じてきたか、その成り立ちを明らかにする。

ウ より良い状態への方法を模索する

児童や家族及び関係者が具体的にどのような行動や対応をとることで、より良い状態となるか、その方策を児童・家族とともに検討する。

② 支援業務

援助方針に基づき、必要に応じて、児童心理司が児童及び保護者等に対して心理療法、カウンセリング、心理教育、助言等を行っている。加えて、児童福祉施設に入所または里親委託している児童についても、必要に応じて、心理教育や心理面接等を行っている。

③ 家族関係維持・再統合支援プログラム

家族がお互いの関係を見直し、安全な家庭環境を保つための支援の一環として、児童福祉司等とチームを組み、心理教育とカウンセリングを中心としたプログラムを行っている。

また、令和6年度から、一時保護中の乳幼児の親子を対象に、生活の場でのより良いコミュニケーションや育児手技等の習得機会を提供する「宿泊型」と「訪問型」を開始した。

・令和7年度調査・診断及び心理療法・カウンセリング等件数

単位:人)

	調査・社会診断指導	医学診断指導			心理診断指導					その他の診断指導	心理療法・カウンセリング等			
		診療指導	医学的検査	その他	知能検査	発達検査	人格検査	その他の検査	面接・観察・指導		医師	児童心理司	児童福祉司等	その他の所員
児童	79	62	0	0	114	57	242	107	3,303	0	0	2,477	0	0
保護者	115	22	0	0	0	0	11	2	652	0	0	598	0	164
その他	547	2	0	0	0	0	0	0	244	0	0	149	0	0
計	741	86	0	0	114	57	253	109	4,199	0	0	3,224	0	164

(7) 一時保護業務

児童虐待のおそれがあるとき等で、必要があると認めるときに、以下を目的として一時保護を行う。児童は、危機的状況の中で心身ともに傷ついた状態で一時保護されることが多いため、感情の動きを十分に把握し、心身の安定を図るよう留意している。

なお、保護人数増加への対応及び居住環境の向上のため一時保護棟の増築を行い、令和6年5月より2棟制とするとともに、入所定員を20人から30人に変更している。また、令和8年度からは、「一時保護係」を分割し、「一時保護第一係」と「一時保護第二係」の2係制とした。

① 緊急保護

児童虐待その他の児童の生命・心身に危険が生じ、またはその危険が生じるおそれがある場合において、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るために行う。

② アセスメント保護

児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するために行う。児童を短期間一時保護し、心理療法、生活指導その他の援助を行う短期入所指導もこれに含む。

・一時保護の実施状況推移

(単位:人、日)

	一時保護所での保護			施設・里親等への委託		
	保護延べ人数	保護延べ日数	一人当たり保護日数	保護延べ人数	保護延べ日数	一人当たり保護日数
令和7年度	237	10,389	43.8	258	6,880	26.7
令和6年度	210	8,768	41.8	177	6,011	34.0
令和5年度	204	6,520	32.0	254	6,888	27.1
令和4年度	190	7,400	38.9	225	6,698	29.8
令和3年度	196	6,838	34.9	197	5,562	28.2

※保護延べ人数には次年度に繰越した人数は計上していない。

・令和7年度一時保護実施状況(以下は保護所分のみ集計)

ア 月別保護状況

(単位:人)

	養護 虐待	養護 その他	触法	ぐ犯	不登校	性格 行動	保健	その他	入 所 児童数	退 所 児童数	月末在籍 児童数
繰越分	(10)	(17)	(1)	(1)	(0)	(1)	(0)	(0)	(30)	(0)	(30)
4月	8	10	0	0	0	0	0	0	18	25	23
5月	8	10	0	0	0	1	0	0	19	17	25
6月	18	15	0	0	0	1	0	0	34	32	27
7月	11	13	0	1	0	1	0	0	26	22	31
8月	11	8	0	0	0	0	0	0	19	17	33
9月	7	6	0	1	0	2	0	0	16	19	30
10月	6	13	0	3	0	1	0	0	23	19	34
11月	13	3	0	0	0	0	0	0	16	15	35
12月	9	6	1	0	0	1	0	0	17	23	29
1月	12	3	0	0	0	2	0	0	17	12	34
2月	11	6	0	0	0	0	0	0	17	15	36
3月	10	5	0	0	0	1	0	0	16	21	31
計	134	115	2	6	0	11	0	0	268	237	

イ 相談別・学年別・男女別保護状況

(単位:人)

		未就学	小 学 校						中 学 校			中卒	計	合計
			1年	2年	3年	4年	5年	6年	1年	2年	3年			
養 護 虐 待	男	13	2	2	9	8	9	3	4	10	1	6	67	134
	女	5	2	0	2	4	5	6	6	9	14	14	67	
養 護 その他	男	7	3	6	1	2	5	3	3	10	7	16	63	115
	女	6	4	1	3	2	1	1	2	5	5	22	52	
触 法	男	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	2
	女	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	
ぐ 犯	男	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	2	6
	女	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	1	4	
不登校	男	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	女	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
性 格 行 動	男	0	0	0	3	0	1	2	0	0	2	0	8	11
	女	0	0	0	0	0	0	0	2	1	0	0	3	
保 健	男	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	女	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
その他	男	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	女	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
計	男	20	5	8	13	10	15	8	7	22	10	23	141	268
	女	11	6	1	5	6	6	7	11	17	20	37	127	
合 計		31	11	9	18	16	21	15	18	39	30	60	268	

※イは令和7年度に在所した児童の内訳

ウ 保護期間

(単位:人)

	養護 虐待	養護 その他	触法	ぐ犯	不登校	性格 行動	保健	その他	計
1日～14日	51	44	0	1	0	4	0	0	100
15日～28日	18	12	0	1	0	1	0	0	32
29日～45日	6	8	0	1	0	1	0	0	16
46日～60日	13	6	0	0	0	1	0	0	20
61日～	26	36	2	3	0	2	0	0	69
計	114	106	2	6	0	9	0	0	237

エ 保護日数

(単位:人、日)

	養護 虐待	養護 その他	触法	ぐ犯	不登校	性格 行動	保健	その他	計
保護延べ人数(a)	114	106	2	6	0	9	0	0	237
保護延べ日数(b)	4,079	5,478	168	388	0	276	0	0	10,389
一人当たり保護日数(b/a)	35.8	51.7	84.0	64.7	0	30.7	0	0	43.8

オ 措置状況

(単位:人)

	養護 虐待	養護 その他	触法	ぐ犯	不登校	性格 行動	保健	その他	計
施設入所	3	9	1	2	0	0	0	0	15
他児童相談所・ 機関に移送	1	9	0	0	0	0	0	0	10
家庭復帰	75	45	1	4	0	8	0	0	133
その他	35	43	0	0	0	1	0	0	79
計	114	106	2	6	0	9	0	0	237

※ウ、エ、オは、令和7年度中に退所した児童の内訳

(8) 親子こころの相談室

子育て不安の解消や児童虐待再発防止、被虐待児の適切なケアを行うことを主たる目的として、こころの問題を抱えるこどもと家族の精神医学的診療を行うため、平成 14 年 4 月 1 日「仙台市親子こころのクリニック」を設置。

平成 25 年 4 月より同クリニック休診(平成 27 年 3 月廃止)に伴い、カウンセリングを中心とする「仙台市親子こころの相談室」を設置、児童相談所保護支援課の係相当とした。令和 3 年 4 月からは心理相談部門の統合により相談指導課の係相当、令和 6 年 4 月からは組織改正により新設された心理支援課の係相当となる。

児童心理司、保健師等が 18 歳未満の児童及びその保護者からの相談を受け、継続的な心理面接等を行っている。また、必要に応じ嘱託医による診察等を行っている。

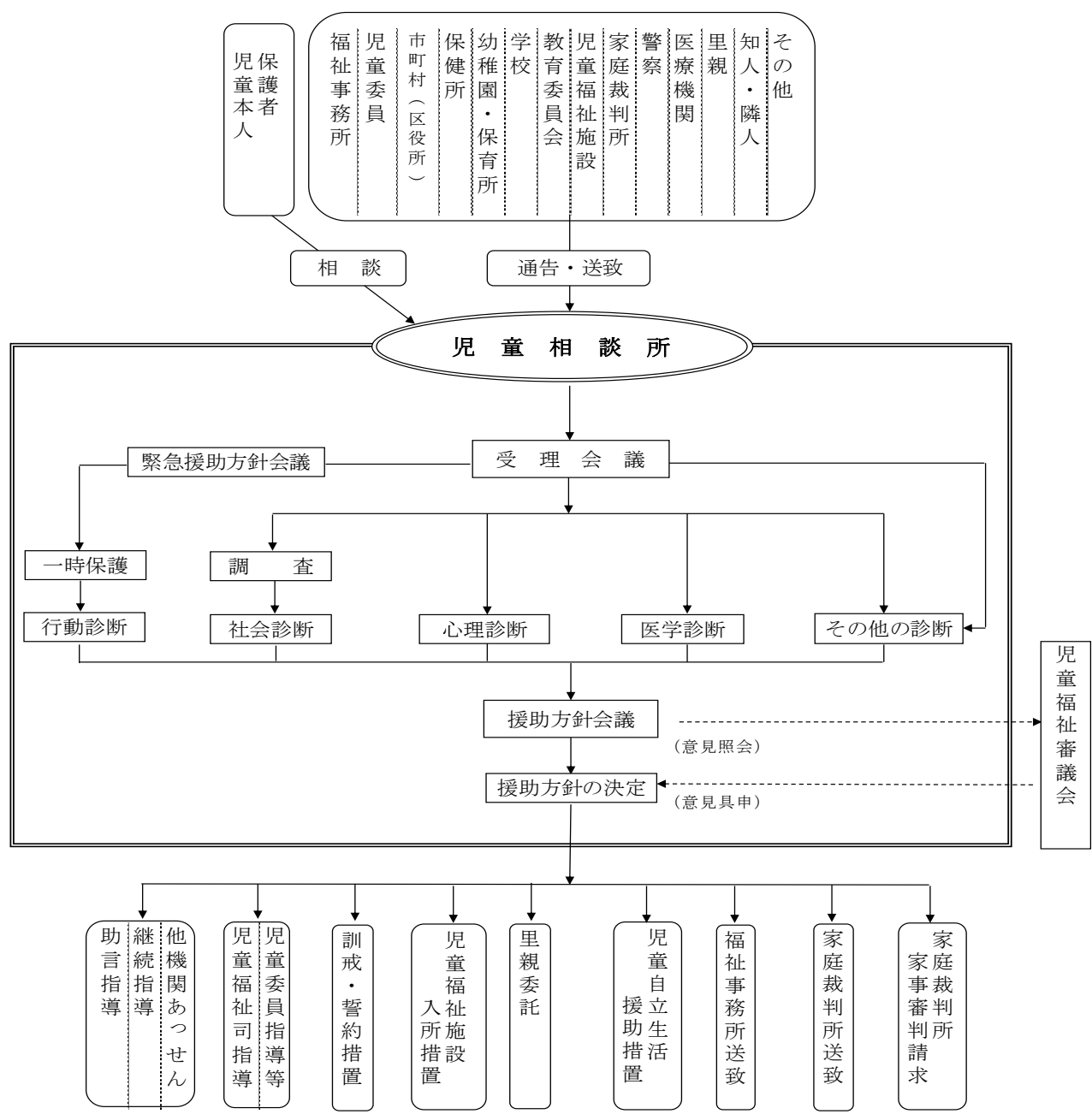
相談内容としては「育成相談」(こどもの性格行動上の問題への対応など)が最も多く、保護者のみの相談が 2 割程度を占めている。

・親子こころの相談室相談状況

(単位:件)

		親子こころの相談室新規相談件数				
		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
新規相談件数		107	96	72	57	66
対象者の 年齢内訳	0～1 歳	1	1	0	0	0
	2～6 歳	22	14	11	10	15
	7～12 歳	61	55	38	29	36
	13～15 歳	16	19	17	16	13
	16～18 歳	7	7	6	2	2
	19 歳～20 歳代以上	0	0	0	0	0
相談内容	養護相談(虐待)	4	9	6	3	2
	養護相談(その他)	7	4	1	0	3
	保健相談	0	0	0	0	0
	障害相談	0	5	0	0	0
	非行相談	0	0	0	0	1
	育成相談(性格行動相談)	57	51	36	44	43
	育成相談(不登校相談)	30	25	27	10	15
	育成相談(適性相談)	0	0	0	0	0
	育成相談(しつけ相談)	0	0	0	0	1
	その他の相談	9	2	2	0	1
延べ相談件数		772	792	788	775	795
こども・保護者		700	607	608	558	580
保護者のみ		72	185	180	217	215

(9) 児童相談所における相談援助活動の体系・展開



Ⅱ こども若者相談支援センター

(1) 施設概況

- ① 所在地
仙台市青葉区錦町一丁目 3 番 9 号
- ② 設置年月日
昭和 38 年 11 月 13 日(昭和 43 年 8 月に現在地へ移転)
- ③ 施設面積
仙台市役所錦町庁舎 2 階 本所専有面積 900.05 ㎡

(2) 面接相談

こどもや若者の悩み、育児にかかわる悩みや不安について、専任相談員が相談に応じている。

① こども若者に関する面接相談状況(内容別) (単位:件)

	学校生活	家庭生活	反社会的行為	身上関係	職業問題	対人関係	生き方	メンタル	性問題	その他	合計
令和 7 年度	34	17	1	2	8	2	7	2	0	0	73
令和 6 年度	30	19	1	1	6	1	9	3	0	0	70
令和 5 年度	53	29	3	2	8	0	7	5	0	0	107
令和 4 年度	67	15	0	0	1	1	1	0	0	0	85
令和 3 年度	44	9	0	1	0	0	5	2	0	2	63

② 子育てに関する面接相談状況(内容別) (単位:件)

	こどもに関すること						相談者自身に関すること					合計
	授乳	食事・栄養	身体・病気	気になる行動くせ	不登園・不登校	その他	子育て不安	家族との関係	人間関係	メンタル	その他	
令和 7 年度	0	0	0	2	1	1	0	0	0	0	0	4
令和 6 年度	0	0	0	4	0	0	2	0	0	0	0	6
令和 5 年度	0	0	0	3	3	1	2	1	0	0	0	10
令和 4 年度	0	0	0	2	3	0	0	3	0	1	0	9
令和 3 年度	0	0	0	5	1	0	2	0	0	0	1	9

(3) こども若者電話相談

こどもや若者、その保護者の悩みに、24 時間 365 日、電話で相談に応じている。

・こども若者電話相談受理状況 (単位:件)

	学校生活	家庭生活	反社会的行為	身上関係	職業問題	対人関係	生き方	メンタル	性問題	その他	合計
令和 7 年度	163	416	10	89	211	251	468	314	26	106	2,054
令和 6 年度	194	501	11	80	103	405	638	135	46	211	2,324
令和 5 年度	258	411	9	96	117	297	447	206	170	198	2,209
令和 4 年度	189	201	19	39	3	150	57	59	54	208	979
令和 3 年度	171	182	7	33	4	62	47	69	158	165	898

(沿革)昭和 56 年度開設。平成 10 年度から 24 時間 365 日体制。

(4) 子育て何でも電話相談

授乳、離乳食、身体の発育、こどもの性格、しつけ、病気など、安心の子育てと子育てを楽しめる環境づくりを考える相談窓口として開設している。

・子育て何でも電話相談受理状況

(単位:件)

	こどもに関すること						相談者自身に関すること					合計
	授乳	食事・栄養	身体の病気	気になる行動・くせ	不登園・不登校	その他	子育て不安	家族との関係	人間関係	メンタル	その他	
令和7年度	11	35	3	43	17	105	127	70	51	17	51	530
令和6年度	24	35	14	75	22	147	248	122	92	37	58	874
令和5年度	30	51	23	110	39	248	230	140	100	69	33	1,073
令和4年度	42	69	22	117	38	215	216	154	66	86	52	1,077
令和3年度	60	78	20	151	30	243	195	113	61	82	46	1,079

(沿革)平成9年度開設

(5) こども若者メール相談

こども・若者の様々な悩みや、育児に関わる悩みや不安について、電子メールで応じている。平成29年度より、「ヤングメール相談」と「子育て何でもメール相談」を統合し、「子どもメール相談」とした。また、令和5年度より「子ども若者メール相談」、令和7年度より「こども若者メール相談」とした。

・こども若者メール相談受理状況

(単位:件)

年度	区分	相談者				合計
		本人	保護者	その他	不明	
令和7年度		2	21	0	0	23
令和6年度		10	21	2	2	35
令和5年度		6	32	5	1	44
令和4年度		13	41	3	4	61
令和3年度		9	47	4	0	60

(沿革)平成26年度開設

(6) こども若者 SNS 相談

社会生活を円滑に送るうえで困難を抱えるこども・若者の支援を進めるため、様々な悩みや不安を気軽に相談することができるよう、身近なコミュニケーションツールであるLINEでの相談を受け付けている。

・こども若者SNS相談受理状況 (単位:件)

	相談件数
令和7年度	432
令和6年度	141

(沿革)令和6年度開設

(7) 義務教育終了後のつながりサポート事業

不登校の傾向があるなど、義務教育終了後に社会とのつながりが途切れてしまうことが懸念される青少年やその家族に対し、適切な支援とのつながりを持つことができるようサポートしている。

・学校からの相談受理状況 (単位:件)

	相談件数
令和7年度	19

(8) ヤングケアラー相談

ヤングケアラー(家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められるこども・若者)について、適切な支援につなげるため、24 時間 365 日、電話で相談に応じるほか、メールや面接による相談にも応じる「ヤングケアラー相談窓口」を令和4年度に開設している。

(9) ふれあい広場・就労支援活動

① ふれあい広場

学校に行けない、学校に行っても安らげない、日中の安定した居場所が欲しい、といった青少年が、日常的に通所して活動できる場として「ふれあい広場」を設置し、支援活動を行っている。また、平成29年度よりアウトリーチを強化し、個々のニーズに合った支援も展開している。

令和3年度より3か所のサテライト(仙台駅東口・泉中央・長町)を開設し、運営している。

・ふれあい広場利用状況(延べ利用人数)

(単位:人)

		小・中学生		高校生		他学生		その他※		小計		合計
		男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	
令和7年度	本体	18	514	106	213	3	72	73	81	200	880	1,080
	サテライト	2,348	889	1,745	860	278	56	181	104	4,552	1,909	6,461
令和6年度	本体	131	355	173	146	1	49	196	126	501	676	1,177
	サテライト	2,648	857	729	757	196	35	1	51	3,574	1,700	5,274
令和5年度	本体	296	411	223	155	7	33	426	96	952	695	1,647
	サテライト	2,565	1,176	320	327	83	1	270	33	3,238	1,537	4,775
令和4年度	本体	212	433	552	111	1	8	174	156	939	708	1,647
	サテライト	1,850	617	324	200	93	2	332	38	2,599	857	3,456
令和3年度	本体	168	173	351	83	5	56	297	58	821	370	1,191
	サテライト	1,259	519	479	430	24	1	35	3	1,797	953	2,750

※学籍のない無職等の青少年

② 就労支援

就労に必要な知識等についての助言及び就労活動の支援・援助を行っている。平成 29 年度より、ふれあい広場活動と就労支援を一体化し、よりきめ細かい支援を目指している。

・就労支援状況

(単位:人、回)

		就労支援対象者数	就労相談数
令和 7 年度	本体	47	197
	サテライト	45	182
令和 6 年度	本体	21	377
	サテライト	56	122
令和 5 年度	本体	28	539
	サテライト	28	144
令和 4 年度	本体	17	266
	サテライト	27	134
令和 3 年度	本体	22	350
	サテライト	18	385

(10) 巡回見まもり活動

中心街(仙台市内中心部の繁華街)や各中学校区で青少年が集まる場所を中心に巡回し、相談員及び巡回員による声掛け活動や指導を通して、非行・犯罪被害の未然防止や早期発見につなげている。令和 3 年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、巡回員による中心街の巡回を中止し、所内の相談員による巡回活動のみ実施した。

① 実施状況

巡回見まもり活動において、主に非行防止を目的として指導をした青少年の人数

・行為別指導状況

(単位:人)

	喫煙	怠学	不良交友	不健全娯楽	夜間徘徊	飲酒	家出	ゲーム場等での指導	合計
令和 7 年度	42	13	4	11	0	1	0	1,124	1,195
令和 6 年度	62	27	1	50	0	3	0	1,516	1,659
令和 5 年度	37	24	0	13	0	0	0	1,295	1,369
令和 4 年度	10	20	6	8	0	1	0	630	675
令和 3 年度	0	23	0	0	0	0	0	329	352

・学職別指導状況

(単位:人)

	小学生	中学生	高校生	他学生	有職	無職	合計
令和 7 年度	108	962	54	0	8	3	1,135
令和 6 年度	309	1,155	115	0	9	8	1,596
令和 5 年度	185	1,057	72	0	7	3	1,324
令和 4 年度	86	515	41	1	4	3	650
令和 3 年度	38	287	27	0	0	0	352

※青少年1名に対して複数の指導を行っている場合がある

② 声掛け状況

巡回見まもり活動において、指導までいかないが、注意が必要な心配な様子の青少年に対して、声掛けをした人数

・声掛け注意内容別状況

(単位:人)

項目 年度	盗撮被害防止	公共マナー(座り方)	荷物の管理	過度ないちやつき	早退遅刻	早めの登校帰宅	金銭の管理	携帯ゲーム	習い事	小学生の学区外	帰宅時間外	保護者と別行動	学校行事代休	挨拶程度	相談支援	その他注意喚起	合計
令和7年度	280	36	160	20	4	1,481	-	-	-	-	202	-	-	185	13	29	2,410
令和6年度	292	31	211	4	5	1,719	-	-	-	-	285	-	-	257	12	53	2,869
令和5年度	428	42	161	4	4	2,477	-	-	-	-	206	-	-	274	48	44	3,688
令和4年度	333	31	193	6	19	1,430	-	-	-	-	32	-	-	232	15	109	2,400
令和3年度	94	66	78	0	23	357	1	0	36	7	10	78	158	41	-	15	964

※令和4年度より項目の見直しを行った

・学職別声掛け状況

(単位:人)

	未就学児	小学生	中学生	高校生	その他	合計
令和7年度	4	336	502	1,296	236	2,374
令和6年度	5	712	522	1,278	296	2,813
令和5年度	15	851	753	1,626	360	3,605
令和4年度	11	213	483	1,399	195	2,301
令和3年度	9	130	269	460	96	964

※青少年1名に対して複数の声掛けを行っている場合がある

(11) 広報啓発

① 講習会、講演会等

子育てやこどもの心や行動の理解、こどもへの関わり方など、子育て支援、青少年の健全育成等を目的として、講習会、講演会等を実施している。

・令和7年度実施状況

名 称		内 容	実施回数	参加者数
講 習 会	思春期のこどもの理解	思春期のこどもの心や行動、発達について理解し、子育てや青少年健全育成の一助とする。	2回	78名
	子育てセミナー	乳幼児の子育てや、こどもに対する関わり方について理解し、子育ての一助とする。	1回	11名
	子育てに生かす家族のコミュニケーション	子育てや家族のコミュニケーションについて考えを深める。	2回	111名
	関係機関職員研修会	児童・青少年に関わる支援者を対象として、喫緊の課題について理解し、支援のあり方について考える。	1回	56名
青少年健全育成講演会		青少年の健全育成に関する市民の理解を深めるため、7月の「青少年の被害・非行防止全国強調月間」「社会を明るくする運動強調月間」に合わせて実施。	1回	113名
青少年フェスティバル		11月「秋のこどもまんなか月間」に合わせ、青少年健全育成団体、青葉区BBS会との市民協働事業として実施。こどもたちによる発表を中心に、市民へ広く広報啓発を行う。	1回	258名
講師派遣		青少年の現状や関わり方などをテーマに中学校や関係機関等で開催する講演会に講師を派遣。	7回	287名
視察者対応		関係機関の視察に対応して業務説明等を実施。	3回	26名
出前講座・子育て講座		子育て講座に「すこやかなこどもの成長と家庭・地域の役割」をテーマとして、講師を派遣。	10回	382名

② 広報物

機関紙「銀杏坂タイム」の発行	業務の概要説明、行事についてのお知らせ等を掲載し、年10回発行。仙台市内の小・中・高等学校、児童館等の関係機関に送付。
広報誌「ふれひろだより」の発行	ふれあい広場活動についての紹介。年10回発行。仙台市内の小・中・高等学校、児童館等の関係機関に送付。
広報誌「一期一会」の発行 ※令和8年度より「まちかどこども若者通信」に改称	巡回見まもり活動についての紹介。年11回発行。仙台市内の小・中・高等学校、関係機関に送付。
各種PRカード、リーフレット等の配布	こども若者電話相談カード、ヤングケアラー相談カード、子育て何でも電話相談カード、及びセンターリーフレットを、市内の小中学校や高校、保育所、幼稚園、児童館、市民センター、区役所、その他関係機関へ、それぞれの利用者に応じて配布。

(12) 青少年健全育成団体等活動支援

青少年健全育成活動の実施団体に、事業・運営の助言や支援を行っている。

主な団体	令和7年度 補助額	団体概要等
社会を明るくする運動推進委員会	(5 区計) 1,450 千円	5 区に区推進委員会があり、35 地区委員会がある
仙台市各区児童福祉協議会連絡協議会	(2 区計) 258 千円	2 区(青葉区、太白区)連絡協議会があり、小学校区を基準として 11 地区協議会がある
仙台市子ども会連合会	1,665 千円 (4 育成会分を含む)	仙台市子ども会連合会は、子ども会育成会 4 団体で構成されており、242 の子ども会が加入している
仙台市青少年健全育成協議会	400 千円	青少年の健全育成の推進と各区少年の主張大会を開催するため、おおむね市内の中学校区ごとに育成委員を委嘱して活動を行っている
仙台市青少年健全育成推進会議	1,300 千円	11 月の「秋のこどもまんなか月間」に合わせて開催される、市内の小中高校生が主体となるフェスティバルを企画・運営する団体
仙台市保護司会連絡協議会	650 千円	更生保護活動団体
更生保護法人 宮城東華会	100 千円	更生保護活動団体
ガールスカウト仙台地区協議会	45 千円	少女・若い女性を対象にした社会教育団体
地域子育て支援クラブ、仙台市地域子育て支援クラブ連絡協議会	・73 クラブ 計 7,253 千円 ・連絡協議会 500 千円	児童館(児童センター)を拠点に、地域子育て支援活動を行うボランティア団体